

社会福祉法人 藤暢会 役員等名簿

理事の状況 理事定数6名（任期 令和7年6月定時評議員会終結時～令和9年6月定時評議員会の終結迄）

役員名	氏名	備考
理事	佐藤 宣義	理事長
理事	佐藤 公泰	業務執行理事
理事	松永 ちづ子	
理事	神田 貴子	
理事	矢山 修一	
理事	有田 卓司	施設長

監事の状況 監事定数2名（任期 令和7年6月定時評議員会終結時～令和9年6月定時評議員会の終結迄）

役員名	氏名	備考
監事	神崎 信輔	会計に精通
監事	原 健治郎	社会福祉に精通

評議員の状況 評議員定数7名（任期 令和7年6月定時評議員会終結時～令和11年6月定時評議員会終結迄）

役員名	氏名	備考
評議員	古和 篤正	
評議員	水嶋 忠男	
評議員	野上 和宏	
評議員	坂本 修三	
評議員	厨子 一久	
評議員	楠田 芳三	
評議員	妹尾 賢二	

役員及び評議員報酬等、費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人藤暢会（以下「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規定において、次の次号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、評議員会で選任された理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、別表第1の役員とし、非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- （3）評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- （4）評議員選任・解任委員とは、定款第6条の1、第6条の2の規定に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益等であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、研修費、宿泊費、手数料等の経費という。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とする。但し、職員が役員を兼務する場合は無報酬とし、職員給与のみ支給とする。非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対しては理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会他出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤役員の報酬及び勤務等については、別表第1「常勤役員の報酬」の通りとして評議員会の承認を得て決めるものとする。

2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

3 各評議員の報酬等は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表第3「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

4 評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表第4「評議員選任・解任委員の報酬」に定める定額とする。但し、職員が事務局員を兼務する場合は無報酬とし、職員給与のみ支給とする。

(交通費)

第5条 非常勤役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員には、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会出席等、必要の都度、別表第5の通勤距離の枠に応じて交通費として支給する。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員並びに評議員並びに評議員選任・解任委員にあつては、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除して支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び非常勤役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行にあたって負担し又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(役員及び非常勤役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員の研修等)

第9条 役員並びに評議員又は外部委員は社会福祉貢献ため研究・研鑽しなければならない。故に必要と認められる外部研修の参加についてその費用を拠出できるものとする。原則は年間研修計画において認めるものとするが、その他、必要と思われる研修がある場合は、理事長の承認により参加できるものとする。旅費・研修

費・宿泊費・手当等については別表第6「費用」とし支給する。

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 6月 5日から施行する。

この規程は、平成29年 6月19日から施行する。

別表 第1「常勤役員の報酬等」

常勤役員は、理事長及び業務執行理事とし、施設長（職員）を理事とする。

（報酬等の額）

常勤役員のうち、理事長及び業務執行理事は無報酬とする。

職員（施設長）を兼務する役員は無報酬とし、職員給与のみ支給とする。

（勤務）

理事長及び業務執行理事については出勤簿にて行い、フレックス制としコアタイムは午前9時から午後12時とする。

別表 第2「非常勤役員の報酬」

常勤役員以外の者

（報酬の額）

理事は理事会出席等必要の都度、謝金として1人一律10,000円支給する。

監事は理事会・評議員会・監事監査・評議員選任・解任委員会等必要の都度、謝金として1人一律10,000円支給する。又同一日に開催された別の会に出席したときや監事業務を行った場合であっても支給しないものとする。

法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務の場合は謝金として1人一律10,000円支給する。

別表 第3「評議員役員の報酬」

評議員の報酬は、定款第8条に定める金額の範囲内において、評議員会出席等必要の都度、謝金として1人一律10,000円支給する。

別表 第4「評議員選任・解任委員の報酬」

評議員選任・解任委員（外部委員、監事）は評議員選任・解任委員会出席等必要の都度、謝金として1人一律10,000円支給する。但し、事務局員（職員）は給与のみ支給とする。

別表 第5「交通費」

非常勤役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員には、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会出席等、必要の都度、通勤距離の枠に応じて交通費として支給する。

- ・ 片道30km未満の場合は一律5,000円とし支給する。
- ・ 片道30km以上の場合は一律10,000円とし支給する。

別表 第6「費用」

- ・ 旅費は、実費を支給する。但し、実情を考慮し増額することができる。
- ・ 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- ・ 宿泊費は1泊上限20,000円とする。
- ・ 報酬10,000円

附則

この規程は、平成29年 6月 5日から施行する。

この規程は、平成29年 6月19日から施行する。

この規定は、令和 8年 4月 1日から施行する。